平成27年予備試験論文本試験・出題分析表【平成28年5月21日（土）現在】

辰巳法律研究所

教科名	憲法	行政法	民法	商法	民事訴訟法	刑法	刑事訴訟法	法律実務基礎科目[民事]	法律実務基礎科目[刑事]	一般教養科目
法務省発表の出題趣旨	本年は，憲法上の基本的論点である，裁判所の違憲審査権の憲法上の根拠及び限界に関する問題である。 設問1は，裁判所の違憲審査権の憲法上の根拠に関する問題である。日本国憲法は，アメリカ合衆国憲法とは異なり，裁判所の違憲審査権に関する明文の規定として第81条を置いている。もっとも，昭和23年最高裁判決（最大判昭和23年7月8日刑集2巻8号801頁）は，アメリカのマーベリー対マディソン判決（1803年）を引きつつ，第81条の規定がなくとも，日本国憲法の他の規定から裁判所の違憲審査権が導かれると判示した。設問1は，この判示を題材として，憲法の条文解釈として，裁判所の違憲審査権の根拠に関する論述を求めるものである。条文解釈は，法曹が有すべき基礎的能力として当然に求められるものである。設問1では，その問題文にも明記されているとおり，条文から離れた観念的・抽象的な議論ではなく，具体的な条文の文言及びその解釈を踏まえた論述が求められる。 次に，判例は，司法権に関する第76条があって，その上での第81条であると位置付けていることからすると，司法権の限界が違憲審査権の限界でもあることになる。設問2は，憲法と条約の関係という基本的問題を題材として，その限界を問う事例問題である。設問2では，その問題文にも明記されているとおり，本条約がそもそも違憲審査の対象となるか否か，対象となるとして本条約について憲法判断を行うべきか否かに関して，判例及び学説に関する基本的な知識を踏まえて検討することが求められる。すなわち，判例及び多数の学説が肯定するいわゆる統治行為論を含め，憲法と条約の関係や本条約に対する違憲審査の可否等につき，一般的理論の論拠及びその射程範囲，その上での事案の内容に応じた具体的検討についての論述が求められる。	本問は，事案及び関係行政法規に即して，行政訴訟及び行政法の一般原則についての基本的な知識及び理解を運用する能力を試す趣旨の問題である。設問1は，河川管理者による河川区域の指定の処分性を問うものである。特定の者を名宛人とせずに特定の区域における土地利用を制限する行政庁の決定の処分性に関する最高裁判所の判例の趣旨を踏まえ，河川区域の指定の法的効果を河川法及び同法施行令の規定に即して検討し，処分性認定の要件に結びつけて論じることが求められる。設問2は，河川区域内に無許可で設置され改築された工作物の除却命令の違法性を問うものである。最高裁判所昭和62年10月30日第三小法廷判決（判時1262号91頁）の趣旨を踏まえ，河川区域内における工作物の設置を規制する河川法の趣旨との関係で，信義則が適用されるのはどのような場合か，そして，信義則の適用に当たっては，行政庁による公的見解の表示の有無，相手方が当該表示を信頼したことについての帰責事由の有無等の考慮が不可欠ではないかを検討した上で，本問の具体的な事実関係に即して，信義則の適用により除却命令が違法となるか否かについて論じることが求められる。	設問1は，甲建物に関する権利関係を明らかにした上で，甲建物の過半数の持分を有する者が他の共有持分権者に対して明渡しを求めることができる場合があるかどうかを問うものであり，これにより，事案に即した分析能力や論理的思考力を試すものである。また，設問2は，本件贈与契約において贈与者が負う債務の法的性質や，共同相続人にその債務がどのように承継されるかを明らかにした上で，甲建物全部の所有権移転登記手続がされなかったことについて，共同相続人の一人にその損害の全部の賠償を求めることができるかどうかを問うものであり，これにより，法的知識の正確性や論理的思考力を試すものである。	本問は，役員等の第三者に対する損害賠償責任（会社法第429条）について基本的な知識・理解を前提に事例に則した分析・検討を求めるとともに，事業を譲り受けた会社が事業を譲渡した会社の商号を引き続き使用しない場合であっても，譲渡会社の損害賠償債務につき譲受会社がその弁済責任を負うことがあるかどうかについての検討を求めるものである。解答に際しては，①会社法第429条に基づく損害賠償責任の意義，②取締役C及び代表取締役Aにそれぞれ求められる任務の具体的内容と任務懈怠の有無，③代表取締役Aの任務懈怠とEらの損害との因果関係，④株主Bに生じた損害の内容について，設問の事実関係を踏まえて，正しく論述するとともに，⑤株主が役員等の第三者に対する損害賠償責任（会社法第429条）を追及することの可否について検討することが求められる。さらに，⑥Y社がX社の損害賠償債務について弁済する責任を負うかどうかにつき，会社法第22条を類推適用することの可否，⑦X社のEらに対する損害賠償債務が「譲渡会社の事業によって生じた債務」に該当するかどうか等について，設問の事実関係を踏まえて，説得的な論述を展開することが求められる。	交通事故に基づく損害賠償請求の事例において，訴訟物の特定基準（設問1）や一部請求（設問2）に関する判例等の基礎理論を理解し，これを応用できるかを問う問題である。 設問1は，判例は，いわゆる旧訴訟物理論を基礎とし，交通事故に基づく損害賠償請求について，原因事実及び被侵害利益に着目して，人的損害における財産的損害と精神的損害については，その賠償の請求権は1個であり，訴訟物も1個であるとしているが（最高裁昭和48年4月5日第一小法廷判決・民集27巻3号419頁），その理論的根拠（説明）を，そのように解することの実務上の利点（いわゆる費目の流用が可能となること）を含めて理解しているかを問う問題であり，実務上の利点を論ずるに当たっては，訴訟物を2個と捉えた場合との差違を念頭に置きながら論ずる必要がある。 設問2は，いわゆる一部請求の問題のうち，一部請求を許容すべき必要性及び明示の一部請求における過失相殺の判断方法（いわゆる外側説。前掲最高裁昭和48年4月5日判決）について理解していることを前提に，具体的な事例において原告訴訟代理人の立場でこれらを応用して考えた上で，全部請求ではなく，一部請求を選択した理由を的確に説明することができるかを問う問題である。	本問は，建設業等を営むA株式会社の総務部長である甲が，同社営業部長である乙からの要請を受け，B市職員であり，同市発注の公共工事に関する業者の選定及び契約締結権限を持つ丙に対し，業者選定の際に同社を有利に取り計らってほしいとの趣旨であることを了解したその妻丁を介して，総務部長として管理する用度品購入に充てるための現金の中から50万円を供与したという事案を素材として，事実を的確に分析する能力を問うとともに，共同正犯，共犯と身分，贈収賄罪，業務上横領罪等に関する基本的理解とその事例への当てはめが論理的一貫性を保って行われているかを問うものである。	本問は，サバイバルナイフを用いた傷害事件について，司法警察員が，捜索すべき場所を被疑者方，差し押さえるべき物をサバイバルナイフとする捜索差押許可状による捜索を実施した際，①玄関内において，呈示された同許可状を被疑者と同居する乙が見ている状況を写真撮影し，②寝室の机の上段の引き出しから発見された血の付いたサバイバルナイフ並びに被疑者名義の運転免許証及び健康保険証を1枚の写真に収まる形で近接撮影し，③同机の下段の引き出しから発見された注射器及びビニール小袋を1枚の写真に収まる形で近接撮影するという各写真撮影を行った上，捜索終了後，捜索実施時の前記寝室内の机等の配置状況，前記サバイバルナイフの発見状況並びにその際の同ナイフの状態及び前記運転免許証等との位置関係を記載し，前記②の写真を添付した書面を作成したとの事例において，前記①ないし③の各写真撮影の適法性及び前記書面を被疑者とサバイバルナイフの結び付きを立証するための証拠として用いる場合の証拠能力に関わる問題点を検討させることにより，捜索差押許可状の執行現場における写真撮影行為の性質及びその適法性，伝聞法則とその例外について，基本的な学識の有無及び具体的事案における応用力を試すものである。	設問1は，売買契約に基づく所有権移転登記請求権及び土地引渡請求権を訴訟物とする訴訟において，原告代理人が作成すべき訴状における請求の趣旨及び請求を理由づける事実について説明を求めるものであり，債権的請求権及び代理の特殊性に留意して説明することが求められる。 設問2は，被告本人の相談内容に基づく被告代理人の各主張に関し，裁判所が本件訴訟における抗弁として扱うべきか否かについて結論とその理由を問うものであり，無権代理の主張の位置づけや解除の主張と同時履行の抗弁権の関係に留意して説明することが求められる。 設問3は，当事者本人尋問の結果を踏まえ，代理人が署名代理の方法により文書を作成した場合における文書の成立の真正や代理権の授与に関して準備書面に記載すべき事項について問うものである。 設問4は，弁護士倫理の問題であり，原告代理人が依頼者に相談することなく，相手方本人の就業先に不適切な内容の文書を送付した行為の問題点について，弁護士職務基本規程の規律に留意しつつ検討することが求められる。	本問は，犯人性が争点となる傷害被告事件を題材に，弁護人として，検察官請求証拠に対する証拠意見を述べる法令上の義務の有無（設問1(1)），保釈請求に当たり検討すべき事項（設問2），被告人から自己が犯人である旨打ち明けられた場合に無罪弁論をすることの弁護士倫理上の問題点（設問4），検察官として，証拠物の関連性について釈明すべき内容（設問1(2)），公判証言に被告人等の発言内容が含まれている場合の伝聞法則の適用に関する意見（設問3）等を問うものである。保釈請求手続，公判前整理手続と証拠法，弁護士倫理等に関する基本的知識と理解を試すとともに，具体的事例において，これらの知識を活用し，当事者として考慮すべき事項や主張すべき意見を検討するなどの法律実務の基礎的素養を試すことを目的としている。	設問1は，東ヨーロッパ諸国の社会主義体制が20世紀後半に経験した困難についての記述を通じて，市場機構の機能に関する著者の見解を問うものである。その内容を要約するには，社会主義計画経済が収集・管理できない「この種の知識」（下線部）とは何かを踏まえた上で，市場機構において価格が果たすメカニズムやその重要性を正確に把握する必要がある。「この種の知識」がもたらす変化の指標が市場で形成される「価格」であり，これが各経済主体の意思決定にとって必要かつ十分な情報を圧縮した形で提供することから，市場機構には社会主義計画経済に対する相対的優位性が認められることを明らかにすることが求められる。 設問2では，市場機構にも一定の限界があり，これに対処するため社会的な規制が加えられる必要があるとの立場（Bの立場）から，その正当性を具体的な事例を使って説得的に論証する能力が問われている。正当性の論証に際しては，設問1と同様に，価格の調整能力を特徴とする市場機構の機能を正確に理解した上で，価格が市場機構において重要な情報を圧縮して提供する機能の限界を示すような具体例，例えば価格に反映されない情報があることや，あるいは価格が持つ情報の質にも限界があることを表す具体例を示し，自己の立場を積極的に正当化することが求められる。 いずれの設問においても，全体として指定の分量内で簡明に記述する能力も求められる。
素材判例・論文等(出題当時のもの)	出題趣旨の引用判例の他， ・芦部信喜『憲法』（岩波書店，第6版・高橋和之補訂，2015）P.342～5 ・佐藤幸治『日本国憲法論』（成文堂，2011）P.593，620～625，635～6，643～8 ・青柳幸一（平成27年考査委員）『憲法』（尚学社，2015）P.346～8，389（特に設問1について） ・曽我部真裕（平成27年考査委員）・赤坂幸一・新井誠・尾形健（平成28年考査委員）編『憲法論点教室』（日本評論社，2012）P．187～193	出題趣旨の引用判例の他， ・高知地判昭59．4．26（判時1131号74頁） ・中原茂樹（平成27年考査委員）『基本行政法』（日本評論社，第2版，2015）P．48～59，280～319 ・曽和俊文・金子正史（平成27年考査委員）編『事例研究行政法』（日本評論社，第2版，2011）P．2～16，58～72	・最判昭41．5．19（民集20－5－947） ・最判昭36．12．15（民集15－11－2865）	・伊藤靖史・大杉健一・田中亘・松井秀征（平成28年考査委員）『会社法』（有斐閣リーガルクエスト，第3版，2015）P．249～254，432～441 ・黒沼悦郎編著・松井秀征（平成28年考査委員）ほか『Law Practice商法』（商事法務，第2版，2014）P．237～241，317～322 ・江頭憲治郎編『会社法コンメンタール1―総則・設立(1)』（商事法務，2008）P.208～222（北村雅史執筆）	出題趣旨の引用判例の他， ・野田宏「判解」『昭和48年度最高裁判所判例解説民事編』P.454～466 ・山本和彦編・安西明子（平成27年考査委員）ほか『Law Practice民事訴訟法』（商事法務，第2版，2014）P．97～102 ・和田吉弘『基礎からわかる民事訴訟法』（商事法務，2012）P.61～68，74～79	・前田雅英『刑法総論講義』（東京大学出版会，第6版，2015）P．334～355 ・同『刑法各論講義』（東京大学出版会，第6版，2015）P．262～274 ・山口　厚（司法試験委員会委員長）『刑法』（有斐閣，第3版，2015）P．161～167，328～341，480～490 ・小林充原著・植村立郎監修・園原敏彦改訂『刑法』（立花書房，第4版，2015）P．135～140，154～7，276～282，286～8，400～407	・大津地決昭60．7．3刑月17-7=8－721 ・最決平2．6．27刑集44－4－385 ・亀井源太郎（平成27年考査委員（採点委員））『ロースクール刑事訴訟法』（法学書院，第2版，2014）P．125～134 ・平成21年新司法試験論文式試験刑事系科目第2問（刑事訴訟法）設問1 ・金築誠志（元最高裁判事）「判批」刑事訴訟法判例百選（第5版）P．178～181	・村田渉・山野目章夫編著『要件事実論30講』（弘文堂，第3版，2012）P．257～267 ・和田吉弘『民事訴訟法から考える要件事実』（商事法務，第2版，2013）P．207～8 ・同『基礎からわかる民事訴訟法』（商事法務，2012）P.335～8 ・加藤新太郎編著『民事訴訟実務の基礎【解説編】』（弘文堂，第3版，2011）P．132～135 ・日本弁護士連合会弁護士倫理委員会編著『解説弁護士職務基本規程』（第2版，2012）P．8～16，46～49	・司法研修所監修『刑事第一審公判手続の概要－参考記録に基づいて－平成21年版』（法曹会，2009） ・下津健司=江口和伸他著『民事裁判実務の基礎／刑事裁判実務の基礎』（有斐閣、2014）P．135～155，191～207，208～228 ・金築誠志「判批」刑事訴訟法判例百選（第5版）P．178～181 ・司法研修所編著『平成18年版　刑事弁護実務』（日本弁護士連合会）P．65～70	・猪木武徳『戦後世界経済史　自由と平等の視点から』
辰巳答練・対策講座の的中情報【☆☆☆】	―	・2015予備試験論文公開模試行政法 「処分性」☆☆☆ ・予備試験論文速まくり特訓講義2015行政法－H26はここから出題された！？「中原・基本行政法」速まくり－「処分性」☆☆☆	・不動産の二重譲渡（150518 論文速まくり 特訓講義2015 民法 Theme2）☆☆ ・共有物の使用（150129 予備スタ論（第2クール）第6回）☆	・役員等の対第三者責任（150518 論文速まくり 特訓講義2015 商法 Theme7）☆☆	・一部請求と過失相殺（150518 論文速まくり 特訓講義2015 民事訴訟法 Theme1）☆☆	・収賄罪の成否（150620　予備試験論文公開模試　刑法）☆☆ ・共謀共同正犯の成否（150222 予備スタ論（第2クール）第13回第1問）☆	・予備試験論文速まくり特訓講義2015刑事訴訟法 「伝聞法則」☆☆	・2015予備試験スタンダード論文答練（第2クール）第18回（民事実務／刑事実務4）民事実務 「代理の要件事実」☆☆☆ ・2015予備試験スタンダード論文答練（夏期）第13回（民事実務基礎1）第1問「否認と抗弁の区別」☆☆☆	・2015予備試験スタンダード論文答練（第2クール）第17回（民事実務／刑事実務3）刑事実務 「保釈の種類」「権利保釈」「裁量保釈」☆☆ ・2015予備試験スタンダード論文答練（夏期）第15回（刑事実務基礎2）第2問「公判前整理手続」☆☆☆	
平成28年主な考査委員（「平成28年司法試験予備試験考査委員名簿」(平成28年3月30日現在）より）	・大石　眞　京都大学大学院総合生存学館教授 ・尾形　健　同志社大学法学部教授 ・西原博史　早稲田大学社会科学総合学術院教授	・飯島淳子 東北大学法学部・大学院法学研究科教授 ・金子正史　元同志社大学大学院司法研究科教授 ・高橋信行　國學院大學法学部教授	・石川博康 東京大学社会科学研究所教授 ・大久保邦彦　大阪大学大学院国際公共政策研究科教授 ・野村豊弘　元学習院大学法学部教授・弁護士（第一東京弁護士会） ・松本恒雄　元一橋大学大学院法学研究科教授 ・本山　敦　立命館大学法学部教授	・川村正幸　元駿河台大学大学院法務研究科教授・元一橋大学大学院法学研究科教授 ・髙橋陽一　京都大学大学院法学研究科准教授 ・濵田道代　名古屋大学名誉教授 ・船津浩司　同志社大学法学部准教授 ・前田重行　元学習院大学大学院法務研究科教授 ・松井秀征　立教大学法学部教授	・内海博俊　立教大学法学部准教授 ・河野正憲　元福岡大学大学院法曹実務研究科教授・元名古屋大学大学院法学研究科教授 ・工藤敏隆　慶應義塾大学法学部准教授 ・高見　進　元北海道大学大学院法学研究科教授	・堀内捷三　元中央大学大学院法務研究科教授	・三井　誠　元同志社大学大学院司法研究科教授・元神戸大学大学院法学研究科教授	・菅野智巳　弁護士（第一東京弁護士会） ・永野剛志　弁護士（第二東京弁護士会） ・横田昌紀　司法研修所教官	・石山宏樹　東京地方検察庁立川支部検事 ・長谷部修　弁護士（東京弁護士会） ・森　喜史　司法研修所教官	・菅原克也　東京大学大学院総合文化研究科教授
平成28年司法試験論文式試験のテーマ	性犯罪者へのGPS装着	原告適格，違法性の承継，本案	代理権の濫用，民法94条2項の類推適用，賭博に関する債権と異議をとどめない承諾，不当利得，連帯保証契約など	取締役会決議の瑕疵，取締役の報酬額の変更，会社法339条2項の「正当な理由」の意義，取締役の解任請求手続，内部統制システム構築と善管注意義務など	総有権確認の訴えに関する諸問題，確認訴訟における訴えの利益，既判力など	共謀共同正犯の成否，共犯関係からの離脱，承継的共同正犯，強盗罪全般など	職務質問に伴う有形力行使の適法性，接見指定，伝聞法則，公判前整理手続など	―	―	―
平成28年予備試験論文式試験で出題可能性が高いテーマ	・思想・良心の自由（「君が代」ピアノ伴奏拒否事件，起立斉唱拒否事件） ・信教の自由（大石眞『憲法講義Ⅱ』（有斐閣，第2版，2012）P.154～174 ・表現の自由（「人種等を理由とする差別の撤廃のための施策の推進に関する法律案」（参議院HP議案情報）） ・海外渡航の自由（尾形健「パスポートは返納すべきか？―海外渡航の自由をめぐる問題」法学セミナー2015年10月号P.14～8） ・司法権の意味と範囲	・原告適格（飯島淳子「事例で考える行政法第3回　墓地経営許可をめぐる利益調整のあり方」法学教室393号P.67～74） ・まちづくり行政（曽和俊文・金子正史編『事例研究行政法』（日本評論社，第2版，2011）P.176～231，飯島淳子「事例で考える行政法第23回まちづくり事業をめぐる利益調整のあり方（1）」法学教室413号P.76～84，「同第24回（2）」法学教室414号P.79～88	・錯誤論（山田卓生ほか『分析と展開民法Ｉ』（弘文堂，第3版，2004）P.74～87「動機の錯誤」（野村豊弘執筆）） ・債務不履行論（山田卓生ほか『分析と展開　民法Ⅱ』（弘文堂，第5版，2005）P.1～12「債務不履行による損害の賠償」（野村豊弘執筆）） ・契約の解除（前掲・分析と展開民法ⅡP.154～165「解除の効果」（野村豊弘執筆）） ・不当利得（藤岡康宏ほか『民法Ⅳ債権各論』（有斐閣，第3版補訂，2009）P.393～425（松本恒雄執筆），前掲・分析と展開民法ⅡP.273～282「三者間の不当利得」（野村豊弘執筆）） ・相続法	・株主総会（黒沼悦郎編著『Law Practice商法』（商事法務，第2版，2014）P.134～173「第4章　株主総会」（松井秀征執筆） ・利益相反取引（「会社法判例百選（第2版）」P.116～7「株主全員の合意と利益相反取引」（濵田道代執筆），同書P.118～9「手形行為と利益相反取引」（川村正幸執筆）） ・名板貸責任	・重複訴訟（「民事訴訟法判例百選（第5版）」P.82～5「重複する訴え(2)―相殺の抗弁」（内海博俊執筆）） ・時機に後れた攻撃防御方法（「民事訴訟法判例百選（第5版）」P.98～9「時機に後れた攻撃防御方法の提出」（工藤敏隆執筆）） ・弁論主義 ・自白 ・複雑訴訟	・不真正不作為犯（堀内捷三『不作為犯論：作為義務論の再構成』（青林書院新社，1978）） ・原因において自由な行為 ・共犯論（堀内捷三「承継的共犯(1)」刑法判例百選Ⅰ（第6版）P.168～9，同「不作為の共犯」刑法判例百選Ⅰ（第4版）P.168～9） ・詐欺罪 ・強盗罪	・宅配便荷物のエックス線検査（百選（第9版）33事件） ・強制採尿（大澤裕「強制採尿に至る被疑者の留め置き」研修770号P.3～18） ・訴因変更の要否（三井誠「判批」刑事訴訟法判例百選（第9版）P.98～9） ・伝聞の意義（金築誠志「判批」刑事訴訟法判例百選（第5版）P．178～181，堀江慎司「伝聞証拠の意義」刑事訴訟法の争点P.166～9） ・退去強制と検察官面前調書（百選（第9版）85事件，三井誠「判批」刑事訴訟法判例百選（第7版）P.184～5） ・弾劾証拠（百選（第9版）90事件）	・民法総則に関する抗弁（大島眞一『新版　完全講義　民事裁判実務の基礎[入門編]』（民事法研究会，2015）P.93～104） ・規範的要件（大島・前掲書P.104～8） ・対抗要件の抗弁（大島・前掲書P.201～3） ・動産引渡請求（大島・前掲書P.302～310） ・2段の推定（大島・前掲書P.386～395） ・利益相反（大島・前掲書P.442～458）	・公判手続（下津=江口・前掲書P.156～173，ハンドブック2（第4版）P.80～105） ・実況見分調書（下津=江口・前掲書P.174～190） ・公判前整理手続（下津=江口・前掲書P.208～228，ハンドブック2（第4版）P.62～78） ・殺意の認定（ハンドブック2（第4版）P.200～212） ・犯人性の認定（ハンドブック2（第4版）P.275～296）	―
お薦めの基本書・参考書	・芦部信喜『憲法』（岩波書店，第6版・高橋和之補訂，2015） ・曽我部真裕（平成27年考査委員）・赤坂幸一・新井誠・尾形健（平成28年考査委員）編『憲法論点教室』（日本評論社，2012） ・木下智史他編著『事例研究憲法』（日本評論社，第2版，2013）	・中原茂樹（平成27年考査委員）『基本行政法』（日本評論社，第2版，2015） ・曽和俊文・金子正史（平成28年考査委員）編『事例研究行政法』（日本評論社，第2版，2011）	・松久三四彦・藤原正則・池田清治（平成27年考査委員）・曽野裕夫『事例で学ぶ民法演習』（成文堂，2014） ・本山敦（平成28年考査委員）ほか『家族法』（日評ベーシック・シリーズ）（日本評論社，2015）	・伊藤靖史・大杉謙一・田中亘・松井秀征（平成28年考査委員）『会社法』（有斐閣リーガルクエスト，第3版，2015） ・黒沼悦郎編著・松井秀征（平成28年考査委員）ほか『Law Practice商法』（商事法務，第2版，2014） ・近藤光男編『現代商法入門』（有斐閣アルマ，第9版，2014）	・和田吉弘『基礎からわかる民事訴訟法』（商事法務，2012） ・山本和彦編・安西明子（平成27年考査委員）ほか『Law Practice民事訴訟法』（商事法務，第2版，2014）	・井田良・佐伯仁志（平成27年考査委員）・橋爪隆・安田拓人『刑法事例演習教材』（有斐閣，第2版，2014） ・木村光江（前司法試験委員会委員）『演習刑法』（東京大学出版会，第2版，2016）	・酒巻　匡（平成27年考査委員）『刑事訴訟法』（有斐閣，2015） ・亀井源太郎（平成27年考査委員（採点委員））『ロースクール演習刑事訴訟法』（法学書院，第2版，2014）P．125～134	・村田渉・山野目章夫編著『要件事実論30講』（弘文堂，第3版，2012） ・和田吉弘『民事訴訟法から考える要件事実』（商事法務，第2版，2013） ・大島眞一『新版　完全講義　民事裁判実務の基礎[入門編]―要件事実・事実認定・法曹倫理』（民事法研究会，2015）	・下津健司=江口和伸他著『民事裁判実務の基礎／刑事裁判実務の基礎』（有斐閣，2014） ・新庄健二監修『司法試験予備試験法律実務基礎科目ハンドブック2刑事実務基礎』（辰已法律研究所，第4版，2016） ・新庄健二『司法試験＆予備試験刑法・刑事訴訟法・刑事実務　論文虎の巻』（辰已法律研究所，2012）	・平成27年司法試験予備試験　論文本試験　科目別・A答案再現＆ぶんせき本」（辰已法律研究所，2016）等の再現答案集 ・大野晋『日本語練習帳』（岩波新書，1999） ・西研・森下育彦『「考える」ための小論文』（ちくま新書，1997）